

(第13条関係)

愛知県文化活動事業費補助金実施細則

1 趣 旨

この実施細則は、愛知県の文化の振興を図るため、県内に活動の本拠を置く文化活動団体が行う文化活動に対する補助を適正に実施するため、愛知県文化活動事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

2 補助対象団体の要件

交付要綱の別表（第2条関係）に掲げる企画提案事業、誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業及び後継者育成事業については、次の要件を有する団体とする。

- (1) 愛知県内に活動の本拠を置く文化活動団体（団体構成員は主として県内在住の者）であること。
- (2) 一定の規約を有すること。
- (3) 代表者及び所在地が明らかなこと。
- (4) 独立した会計経理を行う団体であること。
- (5) 補助を受けようとする年度の4月1日現在で満1年以上継続して活動の実績を有すること。
- (6) 団体への入会に関して、排他的な条件を付していないこと。

<補助対象とならない団体>

- ア 市町村及び市町村の関係団体等（実行委員会の構成員、文化活動団体との共催の場合は除く）
- イ 政治団体及び宗教団体
- ウ 営利を主たる目的として活動している団体
- エ 文化活動以外を主たる活動内容とする団体（国際交流、教育、福祉、環境保護など）
- オ 学校、企業、事業所等内の文化活動団体（文化サークル等）
- カ 暴力団又は暴力団員が役員となっている団体、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
- キ 上記カであることを隠蔽するため、虚偽の申請をした団体

3 補助事業の要件

交付要綱の別表（第2条関係）に掲げる企画提案事業、誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業及び後継者育成事業について、この補助金の交付の対象となる事業は、上記2の要件を満たす文化活動団体等が国内で行う事業であって、次の要件を有するものとする。

(1) 共通事項

- ア 営利を主たる目的としないこと。
- イ 宗教的又は政治的宣伝意図を有しないこと。
- ウ 入場料が社会通念上、低廉であること。

- エ 教授所、教室等が行ういわゆる稽古ごと、習いごと等のおさらい会、発表会でないこと。
- オ 寄付行為等を行う、いわゆるチャリティーを目的とする事業でないこと。
- カ 他の県費補助金の交付を受けていないこと。
- キ 暴力団の利益となるような活動でないこと。

(2) 企画提案事業及び誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業に関する事項

- ア 会員等特定の者を対象とする活動でなく、広く一般の者が参加できる事業であること。（刊行物については、投稿、頒布が会員外の不特定多数にも認められる事業であること。）
- イ 冠公演（特定の企業名を事業名に付すもの）及び明らかに売ることを目的とした展示即売事業でないこと。
- ウ 個人のリサイタルや個人出版でないこと。
- エ 文化芸術の振興・普及以外（国際交流、環境保護、教育、福祉など）に主眼が置かれている事業でないこと。

(3) 後継者育成事業に関する事項

- 愛知県に古くから伝承し、愛知の文化の特色となっている指定文化財もしくはそれに準ずるものを保存伝承する目的で、後継者を育成するために行う研修、講習事業であること。

4 事業実施形態（共催関係等）

- (1) 複数の文化活動団体等が共同で実施する（共催）場合は、当該事業の経理事務を担当し、責任をもって事業を実施する団体（補助対象団体）が申請書を作成し、提出すること。
- (2) 共同で実施するために組織された、いわゆる実行委員会形式で行う場合についても上記(1)に準じ対象とするが、当該実行委員会の母体となる主な団体については、本実施細則に定める補助対象団体の要件を備えた団体であること。
- (3) 報道機関及び公共的団体等と共同で実施する（共催）場合は、文化活動団体が当該事業を主体的に行い、かつ、経理を担当し、責任をもって行う事業であること。
- (4) 全国大会、全国巡回展といった県外の会員が参加するような事業にあっては本実施細則に定める補助対象団体の要件を備えた団体が経理を担当し、責任をもって主催して行う事業であること。

5 補助対象経費

- (1) 交付要綱の別表（第2条関係）に掲げる経費の詳細は、企画提案事業及び誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業については別表1、後継者育成事業については別表2のとおりとする。
- (2) 実績報告書提出時までに支払いの完了した経費であること。

6 補助金額の算定

- (1) 補助金額の算定は、別表3に掲げる補助金算定基礎額の区分によるものとする。
- (2) 交付要綱第4条に規定されている「愛知県文化活動事業費補助金企画

審査会（以下「審査会」という。）」での選考において、交付率を掛けて補助金額を算定する。

7 審査基準

審査会での選考に係る事業の審査基準は以下のとおりとする。

(1) 共通事項

審査の対象となる事業は、審査を行う年の4月1日から翌年3月31日まで
に実施し、終了する事業とし、審査時点で既に実施、終了済の事業も含む。

(2) 企画提案事業

ア 活動内容が先駆け、あるいは新しい試みなど独創性に富んでいるか。（先駆
性、実験性）

イ 愛知の文化芸術を国内外に向けて発信しているか。（発信性、国際性）

ウ 次代を担うことが期待される芸術家等の文化芸術活動か。（将来性）

エ その他、本県における文化芸術振興への寄与が特に高いと認められるか。
（貢献度）

(3) 誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業

子ども、障害者など多様な人々が等しく文化芸術に親しむための工夫や配慮が
あり、県民の参加や鑑賞機会の提供に貢献している事業について補助を行う。

(4) 後継者育成事業

ア 次代を担うことが期待される後継者の育成に寄与する事業か。（将来性）

イ 保存伝承のための事業を継続して行っているか。また、これまでにどのよう
な後継者人材を育成してきたか。（継続性、育成成果）

ウ 愛知の文化の特色を国内外に向けて発信しているか。（発信性、国際性）

エ その他、本県における文化芸術振興への寄与が特に高いと認められるか。
（貢献度）

8 申請件数等

補助申請は、1団体につき1事業1申請とする。

なお、以下に掲げるものは、1事業として取り扱うことができる。

(1) 企画提案事業及び誰もが参加・鑑賞可能な文化芸術事業の公演・展示の形態に
おいて、2日以上にわたって実施する場合で、統一したテーマにより実施するも
の。

(2) 後継者育成事業において、一連のカリキュラムで行うもの。

9 実績報告

(1) 交付要綱第8条に規定されている補助事業の完了の日は、事業の実施
後、収入の額が確定し、経費の支払いが完了した日とする。

(2) 交付要綱第8条に規定されている提出の期日について、交付決定時点
で既に補助事業が完了している場合は、交付決定の日から起算して30
日を経過した日までとする。

10 様式

交付要綱に規定されている次の書類については別紙様式のとおりとする。

- (1) 交付要綱第3条に規定されている補助金交付申請書・・・様式第1号
- (2) 交付要綱第6条に規定されている変更交付申請書・・・様式第2号
- (3) 交付要綱第7条に規定されている中止又は廃止承認申請書・・・様式第3号
- (4) 交付要綱第8条に規定されている実績報告書・・・様式第4号
- (5) 交付要綱第9条に規定されている補助金請求書・・・様式第5号

附 則

この細則は、平成3年6月17日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成4年1月28日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年7月14日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成12年4月3日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の愛知県文化活動事業費補助金実施細則6(1)の規定の適用については、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間、同項中「出版物印刷費相当額」とあるのは、「出版物印刷費相当額の2分の1」とする。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年7月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和2年5月28日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和2年10月30日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

項 目	内 訳
会 場 費	会場使用料、付帯設備費
印 刷 費	刊行物・プログラム・図録・ポスター・チラシ・入場券・台本等印刷費、印刷物デザイン料(写真作成等も含む)、プログラム等原稿料
広告宣伝費	新聞・雑誌等広告掲載料、新聞折込料、テレビ・ラジオ等放送料、駅貼り・電車の中吊り広告料
舞台費	大道具・小道具・衣装費・音響・照明など
会場設営費	会場設営費、会場撤去費など
運搬費	楽器運搬費、道具運搬費、作品運搬費など
映像制作 ・ 上映費	映像関係費など
記録費	出演者への配布等を目的とした記録費
出版費	刊行物発行費
<p><備 考></p> <p>1 次の経費については、補助対象外経費とする。</p> <p>(1) 印刷費のうち、50万円を超える額</p> <p>(2) 広告宣伝費のうち、50万円を超える額</p> <p>(3) 事前の練習、準備にかかる費用</p> <p>2 次の経費については、総事業費に含めないこととする。</p> <p>(1) 食糧費（お茶代等も含む。）</p> <p>(2) 交際費及び接待費（祝儀、花束、手土産等）</p> <p>(3) 団体運営費、事務所維持費</p> <p>(4) 楽器・事務機器等の購入費、修理費</p> <p>(5) 公募に要する経費のうち、賞金、賞品、記念品代等</p>	

別表 2

項目	内 訳
謝金・旅費	講師謝金、講師旅費
教材費	教本代、材料費、道具借上料、消耗品費
会場費	講習会の会場使用料（成果発表会等の会場使用料は対象外）
印刷費	テキストの印刷費、公募に伴う印刷費
広告宣伝費	新聞・雑誌等広告掲載料、新聞折込料、テレビ・ラジオ等放送料、 駅貼り・電車の中吊り広告料
<p><備 考></p> <p>1 次の経費については、補助対象外経費とする。 事業実施に伴う舞台設営費、看板費、記録費</p> <p>2 次の経費については、総事業費に含めないこととする。</p> <p>(1) 食糧費（お茶代等も含む。）</p> <p>(2) 交際費及び接待費（祝儀、花束、手土産等）</p> <p>(3) 団体運営費、事務所維持費</p> <p>(4) 楽器・事務機器等の購入費、修理費</p>	

別表 3

事業区分	補助金算定基礎額(※1)	申請額	
企画提案事業	150 万円以上（新規団体(※3) は 100 万円以上)	自己負担(※2)の範囲内で補助 金算定基礎額の 3 分の 1（新規 団体(※3)は 2 分の 1）以内（1 00 万円を上限とし、50 万円未 満は対象外）（千円未満は切り 捨て）	
誰もが参加・鑑賞 可能な文化芸術事 業	40 万円以上	20 万円（自己負担(※2)の範囲 内)	
後継者育成事業	450 万円以上	100 万円	但し、自己負担 (※2)の範囲内 とする。（20 万 円未満は対象 外）（千円未満 は切り捨て）
	350 万円以上 450 万円未満	80 万円	
	250 万円以上 350 万円未満	60 万円	
	150 万円以上 250 万円未満	40 万円	
	50 万円以上 150 万円未満	20 万円	
<p>※1 補助金算定基礎額は、補助対象経費の合計とする。</p> <p>※2 自己負担とは、総事業費から、本補助金を除く公的助成、入場料、広告料協賛金、図録販売などの収入を差し引いたもの。</p> <p>※3 新規団体は、過去 5 年度以内に愛知県文化活動事業費補助金の交付決定を受けたことのない団体とする。なお、交付決定後、補助事業の中止、廃止等が生じた場合であっても、交付決定を受けたものとする。</p>			